

別紙

# 玄海原子力発電所における協力会社作業員の負傷について

2021年4月19日  
九州電力株式会社

2021年1月24日、玄海原子力発電所構内の道路舗装工事において、アスファルトを締固めるローラー車（10 t）（以後、「ローラー車」という。）が後進を開始したところ、ほぼ同時に道路内に立ち入った請負会社社員1名と接触し、同請負会社社員が左足を負傷した。



【作業状況】



【被災状況(再現)】

- 当日のKY活動において、予測される危険性への対策として「作業時重機に近づかない」ことを挙げていたが、事故につながる可能性のある危険行為を具体的に洗い出しておらず、注意喚起が不十分であった。
- 被災者は、エンジンは動いているが停止している重機については、すぐに作業するとは思わず、近づいても問題ないと思い込んだ。
- 被災者は、ローラー車の運転手が時折、後方を確認していたため、自分の存在に気付いており、運転手がローラー車を動かすことはないと思い込んだ。
- ローラー車の運転手は、後進する前に、後方をミラーによる確認と半身になって直接目視にて確認を行ったが、ローラー車の直近にいた被災者に気づかず、接触を回避できなかった。（周囲への十分な確認が不足していた。）
- 被災者は、若手で、現場経験は4年あったものの、危険を予測できず、不安全な行動をとってしまった。

#### ○ローラー車に近づかないことの徹底

- ・いかなる場合でも、ローラー車には近づかないことを徹底する。
- ・作業前のKY活動において、ローラー車に近づくことによる、起こり得る事故及びそれに対する対策を明確にする。

#### ○近づかざるを得ない作業が生じた場合の対策の徹底

- ・やむを得ずローラー車に近づいての作業が必要になった場合は、必ず作業責任者に連絡して、同責任者はローラー車作業を一旦中断させ、ローラー車を別の場所に移す、またはローラー車が絶対に動かない処置を徹底する。

#### ○監視員の増置による監視体制の強化

- ・重機運転手はエンジンをかける前に降りた状態で周囲を直接確認し、始動させる。発進時はクラクションで周囲に注意喚起し、監視員と周囲について相互確認後、合図を送って発進する。
- ・立入制限区画により、確実に入域制限を行う。さらに監視員がしっかりと監視・確認を行う。

#### ○運転手による死角の確認及び立入制限の徹底

- ・車幅や車高による重機前後の死角がある場合は、原則作業エリア区画により立入制限を行うと共に、運転手による直接の目視確認や誘導員の配置を行う。更に、ローラー車後方の確認ができるモニター搭載仕様を導入し、死角も含め、後方確認を徹底する。

#### ○作業前の安全意識の徹底

- ・「自分の身は自分で守る」という安全意識の徹底を図るため、作業前のKY活動を形骸化させず、考えられる危険要素〔どういうことをすると、どう（事故、ケガ）なるか〕を具体的かつ詳細に洗い出し、対策とともに漏れなく全員で唱和し、作業に携わる個々がしっかりと認識した上で作業に臨む。
- ・作業要領書に記載の手順や内容をしっかりと理解していることを相互に確認し合う。

#### ○安全意識の醸成、教育の徹底

- ・作業現場におけるOJTの際、熟練者が自らの経験を基に若手メンバーに「危険作業はしてはならない」ことを徹底して教え込む。  
(熟練者が手本となり、若手と十分にコミュニケーションを図り徹底して指導・継承を図り、若手は先輩からしっかりと学び実践する。)
- ・当社管理職による現場観察・指導を継続して実施する。